(エ) 北緯二二度三六分一三秒
東経一三二度五九分五一秒
(オ) 北緯二二度三六分一三秒
東経一三二度三七分五一秒
(カ) 北緯二二度四八分一三秒
東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年六月六日（予備、同月七日及び同月八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二二度四八分一三秒
東経一三二度九分五一秒
(イ) 北緯二二度四二分一三秒
東経一三二度二九分五一秒
(ウ) 北緯二二度二八分一三秒
東経一三二度五九分五一秒
(エ) 北緯二二度三六分一三秒
東経一三二度五九分五一秒
(オ) 北緯二二度三六分一三秒
東経一三二度三七分五一秒
(カ) 北緯二二度四八分一三秒
東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年六月十日及び同月十一日（予備、同月十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二六度二三分一四秒
東経一二八度一九分五三秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇九分五二秒
(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒
東経一三〇度五九分五二秒
(エ) 北緯二六度一〇分一五秒
東経一三〇度五九分五二秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年六月十日及び同月十一日（予備、同月十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二五度四一分一五秒
東経一三〇度四四分五二秒
(イ) 北緯二四度五三分一五秒
東経一三〇度〇三分五二秒
(ウ) 北緯二五度一分一五秒
東経一三一度四一分五二秒
(エ) 北緯二四度〇〇分一六秒
東経一三二度五九分五二秒
(オ) 北緯二四度〇〇分一五秒
東経一三一度二二分三八秒
(カ) 北緯二四度〇七分三三秒
東経一三一度一〇分二五秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年六月十日及び同月十一日（予備、同月十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二四度二三分一五秒
東経一三〇度四七分五二秒
(イ) 北緯二五度二六分一五秒
東経一三一度四一分五二秒
(ウ) 北緯二五度一三分一五秒
東経一三二度三〇分五二秒
(エ) 北緯二四度〇〇分一六秒
東経一三二度五九分五二秒
(オ) 北緯二四度〇〇分一五秒
東経一三一度二二分三八秒
(カ) 北緯二四度〇七分三三秒
東経一三一度一〇分二五秒
実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
青森県東津軽郡平内町大字小湊字愛宕六四番五から同町大字小湊字愛宕七二番六四まで	一三・二〇〇メートル	一九・〇〇〇メートル
(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所		

○近畿地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前	変更後
和歌山県西牟婁郡白浜町富田字下芝五一五番一から同町富田字中河原五四一番一まで	一四・三五キロメートル	一八・四八〇キロメートル
(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所		